

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 1 月 28 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当:
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 25 年度税制改正 【登録免許税・印紙税】

登録免許税についての延長・拡充

(1)土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長。

(期限:平成 27 年 3 月 31 日)

内 容	本 則	軽減税率
所有権の移転登記	1,000 分の 20	1,000 分の 15

(2)住宅用家屋の下記 の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の(a)(b)の見直しを行った上、適用期限を2年延長。(期限:平成 27 年 3 月 31 日)

(a) 適用対象となる中古住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類(加入後2年内のものに限る。)を加え、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅を適用対象に追加。

(b) 適用対象となる中古住宅に該当することを証する書類(耐震基準適合証明書)の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を追加するとともに、書類の様式について見直しを行う。

内 容	本 則	軽減税率
所有権の保存登記	1,000 分の 4	1,000 分の 1.5
所有権の移転登記	1,000 分の 20	1,000 分の 3
抵当権の設定登記	原則 債権金額の 1,000 分の 4	個人の居住用家屋は 1,000 分の 1

印紙税についての延長・拡充等

(1)不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される文書に係る税率を次のとおり引き下げる。(期限:平成 30 年 3 月 31 日)

契 約 金 額		本 則	軽減措置 (現行) ~ H25.3.31	軽減措置 (改正案) ~ H26.3.31	軽減措置 (改正案) H26.4.1 ~
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書				
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	400 円	400 円	200 円
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1,000 円	1,000 円	1,000 円	500 円
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2,000 円	2,000 円	2,000 円	1,000 円
500 万円超	1,000 万円以下	1 万円	1 万円	1 万円	5,000 円
1,000 万円超	5,000 万円以下	2 万円	1 万 5 千円	1 万 5 千円	1 万円
5,000 万円超	1 億円以下	6 万円	4 万 5 千円	4 万 5 千円	3 万円
1 億円超	5 億円以下	10 万円	8 万円	8 万円	6 万円
5 億円超	10 億円以下	20 万円	18 万円	18 万円	16 万円
10 億円超	50 億円以下	40 万円	36 万円	36 万円	32 万円
50 億円超		60 万円	54 万円	54 万円	48 万円

(2)金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満(現行3万円未満)のものには、印紙税を課さないこととする。(注)この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される受取書について適用。